

「国が実施する統計調査に関する提案募集」の提案内容・対応方策一覧（2019年11月27日公表分）

対応分類	内容
1	対応済、又は前向きに対応
2	検討の余地あり
3	対応困難

所管府省	統計調査名	統計種類	分類	現状・課題	改善策（案）	対応分類	対応方策の内容（具体的な回答、対応できない理由等）
関係各府省	統計全般	全般	負担軽減 (報告者の負担軽減)	現在、政府において統計改革が進められている。	より一層の統計精度の向上と報告者負担の軽減とのバランスをとりながら、公的統計の改善に向けた検討を進めるべきである。	1	公的統計については、精度向上と報告者負担の軽減のバランスも意識しつつ、公的統計の基本計画等に基づき、改善に向けた取組を進めてまいります。
関係各府省	統計全般	全般	負担軽減 (報告者の負担軽減)	統計調査の政策実務への活用状況が不明確である。	統計調査の依頼時に、調査の実施目的や政策実務への反映方法などをできる限り調査票に明示することを検討すべきである。	1	統計調査の目的や調査結果がどのように活用されているかについて、調査票はスペースの問題等もあるため、調査実施の際に配布しているリーフレットなどの調査関係書類に記載しているところですが、引き続き分かり易く明示するよう努めてまいります。
関係各府省	統計全般	全般	負担軽減 (報告者の負担軽減)	同じ用語でも調査によって定義の違いがあり、また同一の統計調査においても定義の変更が行われることがある。例えば、経済産業省「工業統計調査」では、平成29年調査より従業者数の定義の変更が行われ、調査票にその旨が記載された。	「工業統計調査」のように、用語の定義は可能な限り明確化するとともに、定義変更の際は、調査票において注意喚起を行うべきである。	1	各種統計調査における用語の定義について、調査票はスペースの問題等もあるため、一律に詳細な情報を掲載することは困難ですが、調査の記入要領等の調査関係書類や各府省のホームページなどに詳しく掲載しております。定義の変更なども含め、今後とも必要な情報を分かり易く示していくよう努めてまいります。
関係各府省	統計全般	全般	負担軽減 (統計調査方法の改善)	各種統計調査では、調査票の記入要領において、用語の定義の明確化や調査票の記入方法に関する平易な説明など、様々な改善が図られている。	調査票の記入要領の改善に、引き続き取り組むべきである。	1	各種統計調査の記入要領については、記入者にとって分かり易いものとなるよう引き続き改善に努めてまいります。
関係各府省	統計全般	全般	負担軽減 (報告者の負担軽減)	企業の基礎的情報（雇用者数、事業所数）については、各種統計調査において政府に回答済みであるにもかかわらず、不定期に実施されるアンケート調査では、その都度、基礎データの回答が求められる。	各省庁が協議の上、四半期決算や株主総会に伴う繁忙期以外の時期に、1ヵ月程度のリードタイムを設けて統計調査を実施することを検討すべきである。	1	企業等を対象とした政府の統計調査においては、必要に応じて過去に行われた統計調査等から判明している一部の情報を予め調査票上に印字するプレプリントなどに取り組んでおりますが、もし対応ができていない統計調査がありましたら、具体的な調査名をご教示いただくと幸いです。今後とも報告者の負担軽減にできる限り努めてまいります。
関係各府省	統計全般	全般	負担軽減 (報告者の負担軽減)	年間の繁忙期（5～7月、11月、翌年2月）に、統計調査の報告を依頼されるため、報告者負担が大きい。	各省庁が協議の上、四半期決算や株主総会に伴う繁忙期以外の時期に、1ヵ月程度のリードタイムを設けて統計調査を実施することを検討すべきである。	3	企業・事業所を対象とした政府の主要な統計調査の実施時期については、調査結果の利用面からの必要性や他の調査の実施時期との関係、企業の決算公表時期などを総合的に勘案して定められております。各企業の決算時期は異なることもあり、全ての企業に配慮したものとすることは困難である点はご理解いただけますようお願いいたします。報告者負担への対応については、オンライン調査の推進や調査事項の精査、プレプリントの活用などを通じて、今後ともできる限り負担軽減に努めてまいります。
関係各府省	統計全般	全般	負担軽減 (統計調査方法の改善)	企業によっては、費用対効果の面で、統計調査のオンライン報告に向けたシステム対応をとることが難しいところもある。	統計調査において、オンライン化の動きは承知しているものの、当面の間、個別企業の事情を勘案しながら、オンライン報告とともに紙媒体での報告も並存すべきである。	1	政府の統計調査においては、基本的には紙媒体又はオンラインでの回答のいずれでも回答できるようになっているものと認識しておりますが、もし、紙媒体での回答ができない統計調査がありましたら、具体的な調査名をご教示いただけますようお願いいたします。
関係各府省	統計全般	全般	負担軽減 (統計調査方法の改善)	WindowsやExcelのバージョン変更により、統計調査のオンライン報告が利用できなくなる場合が生じており、報告者に負担がかかる場合がある。	各省庁が実施する統計調査のオンライン報告システムについて、最新のWindowsやExcelのバージョンに常に対応できるようにすべきである。	1	政府統計オンライン調査総合窓口（オンライン調査システム）では、基本的にはOS・ブラウザの最新バージョンがリリースされた後、速やかに対応するよう努めておりますが、動作確認に時間を要する場合もあることについては、ご理解いただけますようお願いいたします。また、「推奨環境」のページにも掲載しておりますとおり、Excelについては利用可能なバージョンは調査毎に異なるため、各調査の回答環境についての案内をご参照いただけますようお願いいたします。 ※政府統計オンライン調査総合窓口（オンライン調査システム）では、動作を確認した環境について「推奨環境」のページ< <a href="https://www.e-survey.go.jp/recommended_env">https://www.e-survey.go.jp/recommended_env</a> >に掲載しております。 なお、WindowsやExcelのバージョンとの関係で、オンライン報告が出来ない統計調査がもしありましたら、具体的な調査名をご教示いただけますようお願いいたします。
関係各府省	統計全般	全般	負担軽減 (統計調査方法の改善)	民間企業に委託されて発出したアンケート調査において、調査票が調査内容に合った業種に送付されていないケースが見受けられる。	民間企業への委託調査であっても、調査内容に合った業種に調査票を送付すべきである。	1	民間企業への委託調査においても、基本的には調査内容に合った業種に調査票は送付されているものと思われていますが、ご指摘のようなケースがある場合、状況を具体的に把握するため、当該統計調査名をご教示いただくと幸いです。
関係各府省	統計全般	全般	ニーズ (公的統計の精度向上)	統計調査によっては、サンプル替えに伴い、調査結果に断層が生じているものがある。	サンプル替えを行う際は、過去のデータを避けて改定すべきである。	3	標本交替による断層への対応に関しては、月次又は四半期で行われる無作為標本の統計調査について、標本交替が分析結果に大きな影響を与えないよう、断層が過度に広がる前に標本を交替させる・それを前提として新旧計数をそのまま接続する・過去及び将来の標本交替の時点を対外公表することが「望ましい方法」として統計委員会から示されております。 また、上記を補充する「特性に応じた対応が望ましい方法」として、 ・標本交替に際し、ユーザーニーズが強いものに関しては、継続標本による参考値の作成を検討する ・個々の抽出された単位の調査が長いものに関しては、ローテーション・サンプリングの実施を検討するとされております。これらも踏まえ、各調査において適切に対応すべきものと考えております。

「国が実施する統計調査に関する提案募集」の提案内容・対応方策一覧 (2019年11月27日公表分)

対応分類	内容
1	対応済、又は前向きに対応
2	検討の余地あり
3	対応困難

所管府省	統計調査名	統計種類	分類	現状・課題	改善策(案)	対応分類	対応方策の内容(具体的な回答、対応できない理由等)
関係各府省	統計全般	全般	ニーズ (データ提供環境の改善)	統計調査のデータ(Excel形式のファイル)において、空白行の挿入やセルの結合が見られる。例えば、空白行やセルの結合が存在する場合、グラフの作成に手間がかかる。	公表するデータ(Excel形式のファイル)において、利用者側の利便性の向上の観点から、可能な限り空白行の挿入やセルの結合を控えるべきである。	1	「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)において、統計データの提供については『各府省は、e-Statへの登録を原則とするとともに、登録に当たっては機械判読可能な形式などでの掲載、特により利便性の高い統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施するほか、調査の概要など統計を利用する際に必要な情報も登録することにより、統計利用者の利便性の向上を図る。』こととされており、今後とも、統計データの加工に係る手間が低減されるデータベースを通じた提供など、利用者の利便性に考慮した調査結果の提供に努めてまいります。
関係各府省	統計全般	全般	ニーズ (データ提供環境の改善)	所管官庁で公表しているデータとe-Statとの間で、統計データの書式に相違があるため、統計データの一覧性の観点から、利用者にとって利用しにくい状況になっている。	所管官庁とe-Statとの間の統計データの書式をできる限り統一すべきである。	1	「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」では、各府省において公表する統計表データは、e-Statを通じて提供し、各府省のHPからはe-Statへのリンクにより提供することとしております。そのため、同じ統計データについて「所管官庁で公表しているデータ」「e-Statで提供しているデータ」の重複は基本的にはないものと認識しています。なお、もし対応できていない統計データがございましたら、具体的な統計データ名をご教示頂くようお願いいたします。
関係各府省	統計全般	全般	ニーズ (公的統計の精度向上)		在留外国人の消費活動に関する統計を拡充すべきである。	3	在留外国人を対象として消費活動に関する統計調査については、調査への協力の確保や言語の問題等により正確な把握が可能ななどの課題があるかと思いますが、今後の参考意見とさせていただきます。
関係各府省	統計全般	全般	ニーズ (データ提供環境の改善)		消費統計が、内閣府・総務省・日本銀行からそれぞれ公表されているため、どの統計を参考にすれば良いのかが分かりづらい。	1	各統計は、それぞれ目的や対象とする範囲等に違いがあり、利用者においてそれらを適切に認識して見ることが重要であると考えます。例えば、総務省の家計調査の場合、ホームページのQ&Aにおいて、QEの民間最終消費支出や販売側の統計との違いについて解説などを提供しているところです。今後とも各統計において、引き続きホームページ等を通じた情報提供の充実に努めてまいります。なお、ご参考までに、家計調査では、「他調査との違い」をホームページに掲載しています(https://www.stat.go.jp/data/kakei/qa-1.html#H1)。
関係各府省	統計全般	全般	ニーズ (公的統計の精度向上)		政府統計の予算・人員の拡充、統計担当人員の配分の最適化、統計専門人材の採用増を図るべきである。	1	「令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」(令和元年7月18日統計委員会)に基づき、政府統計の予算・人員の確保や最適な配分に努めているところです。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)や「EBPMを推進するための人材の確保・確保等に関する方針」(平成30年4月27日EBPM推進委員会・統計委員会)等に基づき、統計人材となるべき職員の計画的な採用や、若手研究者等の任期付採用等の取組を引き続き進めてまいります。
関係各府省	統計全般	全般	ニーズ (データ提供環境の改善)		インターネット上における政府統計調査の英語版の掲載を、できる限り増やしていくべきである。	1	「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」において、外国語による情報提供については、基幹統計を中心として「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(※)を踏まえた積極的な対応に努めることと定めております。 ※「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日各府省統計主管部局長等会議合弁、平成25年1月31日一部改正) 1 公的統計の重要性の理解増進方策 2 統計調査結果の効果的な提供方策 (3) その他の取組 ① 基幹統計調査の結果について、国際比較が必要と認められる場合には、国際比較を容易にするため、外語版又は外国語を併記したものの電子データ等の提供を行う。
総務省	政府統計の総合窓口(e-Stat)	e-Stat	ニーズ (データ提供環境の改善)	「科学技術研究調査」、「全国消費実態調査」、「就業構造基本調査」、「住宅・土地統計調査」については、単年度のデータはe-Statで入手できるものの、時系列データが公表されていない。	「科学技術研究調査」、「全国消費実態調査」、「就業構造基本調査」、「住宅・土地統計調査」について、「家計調査」で既に実施されているe-Stat上での「年次」×「調査項目」の表の生成・ダウンロードを可能とすべきである。	1	・科学技術研究調査については、e-Stat上で時系列のデータが取得可能となるよう対応を進めています。 ・就業構造基本調査については、時系列データをe-Statに掲載しています。 ・住宅・土地統計調査については、e-Statの「日本の住宅・土地」ページにおいて、主要な調査事項に係る時系列表(Excel)を掲載しています。 ・全国消費実態調査については、2019年調査の集計・公表後、2014年以前の調査結果を2019年調査の結果と比較可能な形で選及集計し順次公表する予定としており、選及集計の公表に併せて時系列表の整備を図る方向で検討します。
総務省	政府統計の総合窓口(e-Stat)	e-Stat	ニーズ (データ提供環境の改善)	2016年4月以降に公表された「毎月勤労統計調査」のデータがe-Statに格納されていないなど、e-Statは、政府統計の全データを網羅しているわけではない。	政府統計の全データをe-Statに格納すべきである。	1	「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)において、「政府の統計データについて、各府省はe-Statへの登録を原則とする」こととされており、e-Statへの統計データの登録作業を各府省において順次実施しているところです。ご指摘いただきました「毎月勤労統計調査」については、DB形式の統計データは2016年4月以降の登録がありませんが、ファイル形式(Excel等)であれば2016年4月以降の統計データが格納されております。
総務省	政府統計の総合窓口(e-Stat)	e-Stat	ニーズ (データ提供環境の改善)	e-Statから時系列データをダウンロードする際、統計データのフォーマットが統一されていない。	統計データのフォーマットを統一すべきである。	1	「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)において、「政府の統計データについて、登録に当たっては機械判読可能な形式などでの掲載、特により利便性の高い統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施する」こととされており、当該計画等に沿った統計データの提供の推進に努めております。なお、主要な統計データを視覚的に分かりやすく簡単に利用できるWebサイト「統計ダッシュボード」でも時系列データを利用することができますので、そちらも御活用ください。
総務省	政府統計の総合窓口(e-Stat)	e-Stat	ニーズ (データ提供環境の改善)	e-Statでは、ユーザーの求める調査項目・期間のデータ取得に時間がかかるうえ、カスタマイズした項目を保存できないことから、毎回、データをカスタマイズし直す必要がある。	データの取得時に、ユーザーの指定する項目・期間のデータのみ取得できるようカスタマイズできるようにするとともに、カスタマイズした項目を保存し、翌月(翌期)以降も最新値を含めダウンロードできるようにすることを検討すべきである。	1	ユーザーが設定した検索条件については、e-Statにある「ユーザ登録」を行い、設定した検索条件は「検索条件の保存」により保存することが可能になります。保存後は「マイページ」の「統計絞り込み条件」からアクセスが可能となります。また、統計表・グラフ表示画面で設定したレイアウトは「レイアウト設定値の保存」を行うことにより、保存後はマイページの「レイアウト一覧」から再び表示させることが可能です。 利用において御不明点がございましたら、以下の入力フォームからお問い合わせいただくことが可能です。 ◆e-Statの利用に関するお問い合わせ<https://www.e-stat.go.jp/contact> また、e-StatではAPI機能を提供しており、統計情報データベースに登録された統計データの自動取得が可能です。

「国が実施する統計調査に関する提案募集」の提案内容・対応方策一覧（2019年11月27日公表分）

対応分類	内容
1	対応済、又は前向きに対応
2	検討の余地あり
3	対応困難

所管府省	統計調査名	統計種類	分類	現状・課題	改善策（案）	対応分類	対応方策の内容（具体的な回答、対応できない理由等）
総務省	政府統計の総合窓口（e-Stat）	e-Stat	ニーズ （データ提供環境の改善）	e-Statからデータを取得する際、セル数が50,000を超えると、データをダウンロードできなくなる。	セル数が50,000を超える場合でも、e-Statからデータをダウンロードできるようにすべきである。	1	DB形式の統計データに関しては、統計表・グラフ表示画面において画面表示セル数が50,000を超えた場合、ブラウザ上での表示は行われません。なお、「ダウンロード」ボタンからCSV形式によるデータのダウンロードは可能です。
総務省	政府統計の総合窓口（e-Stat）	e-Stat	ニーズ （データ提供環境の改善）	複数の省庁にまたがる同一市場の統計データを入力するためには、それぞれの調査統計のページから、当該市場のデータを入力せざるをえないことから、手間がかかる。	複数の省庁にまたがる同一市場の統計データを、e-Stat上の検索で容易に導き出せるようにするとともに、図表やグラフまで作成できるデータベースを構築すべきである。	1	e-StatではAPI機能を提供しており、統計情報データベースに登録された複数の省庁にまたがる統計データの自動取得が可能です。また、統計表・グラフを表示する汎用的な機能を提供しております。なお、主要な統計データについてはWebサイト「統計ダッシュボード」において、図表やグラフなどにより視覚的に分かりやすく簡単に統計データを表示する機能を提供しております。今後とも、e-Statの機能改善など利用者の利便性向上に努めてまいります。
総務省	政府統計の総合窓口（e-Stat）	e-Stat	ニーズ （データ提供環境の改善）	わが国では、携帯端末用の政府統計アプリが存在しない。	わが国においても、公的統計の利用促進等の観点から、携帯端末用の政府統計アプリの開発を検討すべきである。	1	政府統計の総合窓口（e-Stat）は、利用する機器により最適なサイズに自動レイアウトするレスポンシブwebデザインを平成30年1月から導入し、携帯端末のように小さな画面での利用を考慮したフラットデザインを採用しております。また、国や民間企業等が提供している主要な統計データを視覚的に分かりやすく簡単に利用できるWebサイト「統計ダッシュボード」を提供しており、携帯端末でも御利用いただけます。
内閣府	四半期別GDP速報	基幹統計	ニーズ （公的統計の精度向上）	日本では、分配側GDPの推計が、支出側・生産側GDPの推計を基に行われている。他方、米国では、税務データを用いた家計の受取相当の算出などによって、分配側GDPを直接推計している。	米国と同様に、税務データの積み上げによる、分配側GDPの直接推計を検討すべきである。	1	第Ⅲ期公的統計基本計画（平成30年3月閣議決定）においては、「生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトを推進する」とされているところ、SUT体系への移行の状況も踏まえつつ、検討を進めてまいります。 なお、家計の可処分所得及び貯蓄の速報値については、平成30年度中に「参考系列としての公表を目指して検討すること」とされており、統計委員会国民経済計算体系的整備部会場で審議をしながら、内閣府において検討を進めてきたところであります。今後は実務的な推計体制が整い次第、参考系列として公表を開始する予定です。
内閣府	四半期別GDP速報	基幹統計	ニーズ （公的統計の精度向上）	需要側の基礎統計の利用に伴う統計精度の悪化等に加えて、ネット通販やシェアリングエコノミーの普及に伴い、基礎統計における経済活動の捕捉率の低下や統計精度の悪化が生じている。	既存の推計方法の改善に加えて、シェアの高いネット通販会社が蓄積するビッグデータの活用を検討すべきである。	1	内閣府においては、QEの推計精度向上のため、推計品目の共通推計項目化を進めるとともに、需要側推計値と供給側推計値の統合比率を見直すなどの取組を進めています。 ご指摘のシェアリングエコノミーについても、住宅宿泊事業について、来年末をメドに実施が予定されている次回基準改定において反映する方針です。 また、ビッグデータなどの新しい情報を公的統計に活用していくことは、公的統計全体にとって重要な課題と認識しており、今後、基礎統計においてビッグデータの活用を通じた改善が進めば、これらを加工して作成する国民経済計算に資すると考えられます。 例えば、現状ではQEの基礎統計として使われていませんが、総務省では、連報性があり包括的な消費指標の構築に向けて、POSなどのビッグデータの活用も視野に現在研究が行われています。国民経済計算としては、こうした各統計の改善の取組状況を見ながら、国民経済計算の精度の確保・向上に努めてまいります。
厚生労働省	毎月勤労統計調査	基幹統計	ニーズ （公的統計の精度向上）	2018年1月のサンプル替え以降、正式な公表値である本系列と共通事業所ベースの参考系列の数値が大きく乖離している。	サンプル替えの際は調整値を算出・公表するとともに、サンプルサイズを広げるべきである。	2	当該調査におけるローテーション・サンプリングの導入及びその際の適及改定の取り扱いについては、統計委員会において検討され、標本交代時には適及改訂を行わないこととされたものであり、現時点で調整値を算出・公表することは考えておりません。 なお、統計委員会からの指摘に基づき参考値として共通事業所の集計値を公表しております。また、サンプルサイズについては、現在調査計画と乖離があることを踏まえ、事業所の負担や予算上の制約を鑑みつつ、検討を行っているところであります。
総務省・厚生省	毎月勤労統計調査	基幹統計	ニーズ （データ提供環境の改善）		「毎月勤労統計調査」の所管を総務省統計局に移管し、「労働力調査」との整合性を高めるべきである。	1	公的統計の基本計画においては、労働力調査と毎月勤労統計調査について集計表における労働者区分や用語の対応関係等を明確にするるとともに、両統計の活用に向する情報提供の充実に努めることとされており、総務省及び厚生労働省において、このような統計利用者の利活用の向上に向けた取組が進められているところであります。
総務省	統計全般	全般	ニーズ （データ提供環境の改善）	「法人企業統計調査」や「家計調査」などの個票データの提供対象は、これまで公的機関と公的機関から委託されて調査研究を行う者に限られていたが、統計法改正により、学術研究を行う者まで拡大が図られることとなっている（2019年5月1日施行予定）。 現在（11月末まで）、ハブコメを実施している「統計法施行規則の一部を改正する省令（案）」の第8条では、学術研究目的で個票データの利用を申請する場合、個票データを適正に管理するための具体的措置、個票データの提供を受ける方法及び年月日、個票データを基に作成する統計や調査研究が公的機関の政策の企画・立案・実施・評価に有用である理由等を書類に記載する必要がある。	個社・個人が特定されないよう加工した上で、「統計法施行規則の一部を改正する省令（案）」の第8条で示されている学術研究目的の場合と同様の手続きで、民間企業にも個票データを提供することを検討すべきである。	1	令和元年5月1日に全面施行された統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）において、調査票情報の提供範囲が拡大され、調査票情報の適正管理など必要な提供条件を満たすことにより、学術研究や高等教育の発展に資する統計の作成等に調査票情報を利用することが可能となりました。 なお、統計法（平成19年法律第53号）に規定されている委託による統計の作成等（いわゆるオーダーメイド集計）及び匿名データの提供については、既に学術研究や高等教育の発展に資すると認められる場合の利用が可能となっているほか、今般の改正において、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）により指定された重点分野※に係る統計の作成等にも提供対象を拡大しました。 ※①電子行政、②健康・医療・介護、③観光、④金融、⑤農林水産、⑥ものづくり、⑦インフラ・防災・減災等、⑧移動の8分野